

みんなのスポーツ I

—社会体育指導者養成教本—

花 田 徹 夫

目 次

は じ め に

I. 我が国のスポーツ

1. 現代社会とスポーツ
2. 体育とスポーツ
3. 生涯スポーツ
4. スポーツ指導者制度

II. ヨーロッパのスポーツ

1. みんなのスポーツ憲章
2. イギリス・スポーツカウンシル

はじめに

今やスポーツは健康や体力の維持増進、余暇時間の有効的活用、競技会の参加を目指した厳しい練習の過程から、人間形成を強調する教育手段としてなど、活動する個人、グループによって、その目的・内容は多様であるが、現代生活と密接な関連をたもち、重要な生活文化として深く国民生活に浸透している。国際化の時代を迎え、日本国民の一人一人が、世界のかけがえのない一員として、社会の繁栄に寄与するためには、心・身ともに健康であることが大前提になる。

身体の諸器官を良好な状態にたもち、その機能を充分に発揮するためには、適度な身体活動の継続が不可欠であるが、そのためにはスポーツが最適であろうことはもはや論を待たない。起伏に富んだ人生を力強く生き抜くためには、スポーツを一時的かつ短期間だけに限ることなく、生涯教育全体のなかに、バランスよく配置されることの重要性が強く指摘されている。

「いつでも」「どこでも」「だれでも」のスローガンのもと、スポーツの振興は今や世界共通の課題として認識され、各国とも独自の振興策をかけ、その目標の達成にむけて積極的な取り組みを続けている。

1960年代に始まったイギリスの「みんなのスポーツ」¹⁾、旧西ドイツの「第2の道」運動を背景に、ヨーロッパ会議において「みんなのためのスポーツ憲章」が採択された。

注目すべきはその第1条に「すべての個人はスポーツに参加する権利をもつものとする」と、スポーツの人権宣言がなされたことである。この条文が契機となって、スポーツを行うことは、充実した人生を送るための基本的権利であるとの世界的合意がなされたといっても過言ではなく、我が国スポーツの発展にも大きな影響を与えた。

スポーツを普及・発展させるためには指導者の果たさなければならぬ役割は重大でありかつ無限であろう。

(財) 日本体育協会は国民スポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的として、体協加盟各競技団体と協力し、指導者の養成と確保に努めてきた。

昭和63年、スポーツ関係者の長年の夢が実現し、文部省認定による「新・公認スポーツ指導者制度」がスタートしたのである。

この制度の施行により、指導者は指導者としての誇りを自覚し、国民の期待と信頼に応えるために、自らが資質の向上を目指し、日々の研鑽に努めるものと確信している。

本書は地域スポーツ指導者の養成教程に準拠し編集したものであるので、特にC級スポーツ指導員資格取得受講者は、指導教本 I 「社会体育概論」の導入書とし活用してほしい。

また社会体育指導者有資格者も、①スポーツの本質、②スポーツと現代社会との関連、③生涯学習におけるスポーツの位置づけ。など、日常指導上特に留意すべき事項の再点検のためにも是非一読され、望ましい指導者像の確立にむけ、今後一層の精進を期待したい。

I 我が国のスポーツ

1. 現代社会とスポーツ

近年我が国は世界有数の経済大国に発展し、機械、交通輸送、耐久消費財の普及発達はめざましいものがある。

昭和41年以降は景気上昇のテンポも早まり、経済的波及効果の高まりにより生活水準は著しく向上し、自由時間が増大するなどして国民総レジャー時代の到来とまでいわれるようになった。

このため日本人の生活様式は急速に欧米化が進み、衣・食・住全般にわたり大きく変化してたき。

特に家庭生活の電化と自家用車2台時代の突入による車社会の影響をうけ、国民の多くは生活の中で極端に身体活動の機会が減少し、我が国は運動不足病患者の王国になった。

機械化による労働の合理化と自動化は人間を孤独に追いやり、社会生活の複雑化は精神的ストレスを増大させるなど、経済的・物質的豊かさを追求した経済優先の社会生活は、その代償とし国民に、各種の疾病とそれにともなう医療費の高額負担を強いることになったのである。

このような生活環境の変化によって生じた健康阻害の諸問題にたいし、国民は危機感を強め、経済成長による物質的な恩恵に浴することよりも、心・身ともに健康で、バイタリティーに富んだ社会生活を営むことがより人間的であることを再確認した。

近時の経済不況による景気の後退は、国民生活に少なからず影響を与えており、狂気的ともいえるこれまでのマネー最優先の考え方、冷静に見つめなおすための貴重な時間を与えてくれたといえる。

運動不足が主たる誘因となる成人病の受療率は年々増加の傾向にあるが、その予防のためにも日常生活にスポーツを定着させ、人間性を重視

した健康な社会に転換をせまる絶好の機会としてとらえるべきである。バブル経済の崩壊による不況は、皮肉にも日本国民の健康回復のカンフル剤になろうとしているのである。

笹原正三氏は、現代の社会生活とスポーツとの関わりについて次のように述べている。

「このような人類生存の原理無視につながる諸現象に対し、生きる者の自衛本能から発した自然発生的な人間性回復の願いは、最も人間的な活動であるスポーツにかつてないほどの期待が寄せられ、今や幼児から老人までのあらゆる階層において、明るく豊かな健康生活を送る唯一無二の方策として、強い関心がはらわれるようになった」。

²⁾ またルーは身体の生理的適応の面から、「使用される筋は肥大し、使用されない筋は萎縮する」と運動不足による現代人のダルマ化について警告を発するとともに、日常生活におけるスポーツの重要性を指摘している。

そもそもスポーツは政治や経済とは無関係であり、個人が自分の生活を楽しむためのものと理解されてきた。勿論語源的にも「自分本来の仕事から、心も身体も離れる」との意から発展し、気分を爽快にするために個人が「自分の意志」で「楽しみ」ながら行う「身体活動」をさすのである。しかし勝利至上主義スポーツの頂点でもあるオリンピック競技も、地域社会で健康を求めながら楽しんでいるレクリエーション的スポーツも、その原点は同じであり、このことからも現代社会においてスポーツは、政治や経済、文化や教養と分離することのできない世界共通の生活文化である。

総理府の統計によれば、日本国民の5千万人もの人達が、何らかの目的をもってスポーツに親しんでいる。全国各地で燃え続けているスポーツ・ファー・オールの灯を消すことのないよう、スポーツ関係者の献身的な努力が望まれるところである。

2. 体育とスポーツ

国民の心身の健全な発達を促し、広くスポーツについての理解を深め、積極的にスポーツに参加する意欲の高揚を図ることを目的として、昭和36年にスポーツ振興法が制定された。

以来、国民各層のスポーツに対する関心も漸く高まり、特に青少年の体力・運動能力はスポーツの普及発展とともに順調な伸びを示してきた。

文部省が毎年実施している体力・運動能力の実態調査報告書によれば、勤労青少年のレベルは、学校教育下にある同年齢の生徒と比較するとかなり低い値であることが判明した。

特に中小企業に働く青少年の運動能力の低下は、スポーツ活動の機会に恵まれていないことが直接的な原因と考えられる。

この点から我が国が学校教育において「体育」を小学校から大学教育までの14年間を必修教科として位置づけ指導してきたことが、成長期の青少年の発育発達に如何に大きな役割を果たしてきたかを端的に物語っているものである。

また40才以降の中年層を対象とした疾病状況調査では、心臓病、糖尿病などの成人病は、職場において身体活動が極端に少ない事務・管理職関係者の発生率が断然高く、この事実からも成人労働者にとってスポーツは疾病予防と健康維持のために重要な身体活動であることが証明されるのである。

一般に国民は「体育」と「スポーツ」を区別することなく同義語的に使用しているが、社会体育指導者は指導の現場において用語の不適切な使用で混乱を招くことがないよう、両者を定義の面から理解しておくことが必要である。

「体育」は1963年の国際術語研究会において、「スポーツ」は我が国スポーツ振興法第2条により共通理解がなされているとみてよい。

体育に相当する西欧語は「Leibes erziehung」であり、語源的には「人

為的に身体に関する個人の能力を引き出し、才能を開発する」との意味である。このことから体育は「人間の多面的形成に役立つとの意図のもとに、身体に向けられた教育的影響であり、それは特に学校、クラブ、工場などの社会形態において実現される」と定義されている。

このように体育は学校教育と社会教育の両面を持つものであり、当然の事ながら身体に向けられる教育も各国独自の教育思想や国家体制の影響を受けるものである。

我が国においては第二次世界大戦中、国民生活は無視され、学校教育における体育は軍事産業の生産力向上のための手段として利用されるなど、教育の暗黒時代ともいわれたが、戦後の教育改革により、学校体育は世界に類を見ないほど発展し、児童・生徒の体位と体力の向上に多大な功績を残している。

現在の体育は「Physical education」を「体の教」、「身体に関する教育」などと訳されてきたが、近藤鎮三が明治9年に簡約して「体育」と造語したのである。

スポーツは「運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む）であって、心身の健全な発達を図るためになされるもの」と定義づけられている。

体を動かすこと＝運動は人間の本源的な欲求であり、スポーツはその欲求に応えるものであるから、生活文化とし極めて重要な地位を占めていることになる。

スポーツ人口の増加にともないスポーツに対する価値感も多様化してきたが、指導者の一部に「楽しむスポーツ」がスポーツの本流であり、競技スポーツ・エリートスポーツは生涯スポーツと対立し、その振興を妨げるものであるとの考えが出始めてきた。

自由な意志で楽しみながら行う身体活動がスポーツの原点であるが、一方人間の可能性の極限を求めて挑戦する競技スポーツも、スポーツ・

ファー・オールの精神から出発したものであり、そこから生まれたスポーツマンシップは人間性を高める貴重な糧になるのである。

アルベールビル冬季オリンピックにおいて、日本選手の活躍は国民の脳裏に焼きつき、強烈な感動を与えてくれた。

このようなエリートスポーツと生涯スポーツの共通点はスポーツの競技性である。エリートスポーツを勝利至上主義スポーツと同一視する指導者は、真にスポーツの本質を理解しているとはいえないが、学校の運動部において、このような誤解を招く活動がまま行われているのも事実である。

結果のみを評価する指導者の犠牲になり、発育段階を無視した非科学的なトレーニングなどのためスポーツ傷害を起し、優れた資質を持ちながら選手生活に終止符を打たざるをえない結果になることがある。

学校の運動部活動は我が国の体育・スポーツの発展と競技力の向上に大きく貢献してきたが、過度の強制的な練習により「燃えつき症候群」を生み出したことは、国民にスポーツを曲解させ、生涯スポーツと競技スポーツを対立させるばかりでなく、スポーツの振興に逆行するものである。

学校教育下におけるスポーツ活動も生涯スポーツの一環として位置づけられるべきであり、あくまでも結果に固執することなく、学習過程を重視した教育的な指導が理想であることを、全ての指導者は指導の基本理念として肝に銘じてほしい。

指導者と競技者の両者がスポーツの本質を理解した時こそ、スポーツが人類共通の生活文化として豊かな社会生活の発展に寄与できるのである。幸いにもイギリスのスポーツクラブでその場面を眼の当たりにすることが出来たので特に記しておきたい。

(財) 日本体育協会は公認スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図ることを目的とした海外研修を実施しているが、1987年、筆者が北海道

ブロック代表として、イギリス、旧西ドイツ、ギリシアの3ヶ国を訪問し、体育・スポーツの組織と指導法を研修する機会を得た。

イギリスでは

1. スポーツカウンシルの運営状況
2. ナショナル・スポーツセンターの施設設備とその活用
3. スポーツクラブの実情

の3項目を研修のテーマとしたが、ロンドンスポーツクラブでの貴重な体験は終生忘れることはないであろう。

ハーリングデン・アスレチッククラブの運営はまさにスポーツ・ファー・オールそのものであった。小学生から成人までの身体障害者が車椅子を利用し、専用のコースで陸上競技の指導を受けていたが、日本国内では見ることのできない光景であり強く印象に残った。

近年イギリスでは身体障害者に対するスポーツ施設の拡充整備と活動プログラムの充実を、クラブ運営上の重要施策として取りあげている。

クラブのメンバーにモスクワオリンピックのゴールドメダリスト、セバスチャン・コー選手の姿があった。

彼は率先してグループをリードし、苦しい練習のなかにも楽しい雰囲気を作り出すよう努力しながら、ごく平凡なトレーニングにも全神経を集中し、初心者グループと一緒にになって練習に打ち込んでいたのである。

指導者はこの超国際的選手と市民スポーツ的なビギナー会員とをまったく同等にかつ厳格な態度で接し、指導者としての自信に満ちあふれ、威厳ある態度は、同じスポーツの指導に携る者として深い感銘すらおぼえた。

コー選手も指導者に全幅の信頼と尊敬の念をいだいていることが、額から流れる大粒の汗から感じることができた。

スポーツはスポーツ振興法第1条に明記されている通り、他人に強要されたり、他人によって与えてもらうものでもない。

目的を持ち、自分の自由な意志で楽しみながら行う身体活動がスポーツの原点であることをコーチ選手の練習態度から再確認することができたのである。

3. 生涯スポーツ

生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康の増進と体力の向上に役立つだけでなく、充実した社会生活を営むための原動力ともなり、21世紀社会に向けて益々スポーツの果たす役割は増大するものと思われる。

いわゆる「生涯スポーツ推進」の重要性である。幸いにもスポーツへの参加層は幼児から高齢者までの広範囲にわたり、競技スポーツ人口も着実に増加している。

スポーツに対するニーズは社会生活の複雑化を反映し多様である。活動目的の第1位は「楽しみ」であるが、精神的ストレスや運動不足の解消、能力の限界への挑戦などまさに千差万別である。

種目、活動内容についても従来からの競技スポーツから、近年開発され普及段階にあるグランドゴルフなど、いわゆるニュースポーツと呼ばれているレクリエーション的スポーツにいたるまで多種多様である。³⁾

各競技団体も選手強化一辺倒の方針から脱却し、広く国民に愛され親しまれる団体に変身するために、健康・体力作りを狙いとするグループを対象に、ニュースポーツの普及に乗り出してきた。その先陣は日本バレーボール協会であり、ソフトバレーボールのルールを統一し、全国規模の競技会を開催している。また普及の範囲を国内に止どめることなく、シンガポールにソフトバレーボール指導のため、国際交流基金による特命コーチを派遣したのである。

競技会では健康増進やグループとの交流をねらいとしたトリムの部、親子の連帯感を強めるためにファミリーの部を設けるなど、積極的な推進策が功を奏し広く普及してきた。また全国スポーツ・リクレーション

ン祭の正式種目に採用されるなど、生涯スポーツ振興のシンボル的存在になるまでに発展した。

さて我が国のスポーツ振興策は、昭和47年、⁵⁾保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の答申にそい、指導者の養成、施設設備の充実に関わる諸施策を進めてきた。

近年高齢化社会の進展、都市化による人口集中等の問題がクローズアップされ論議をよんでいるが、このような環境の変化に対応し、健康な社会生活を送るためにスポーツ振興策の見直しが求められた。昭和63年、保体審は「21世紀に向けたスポーツの振興策について」文部大臣の諮問を受け、審議会はスポーツ振興特別委員会を設置した。緊急な措置を講ずる必要がある事項を中間報告し、平成元年11月に最終答申を行なった。

答申の内容は、スポーツ人口の増大と多様なニーズに応えるために、適切な指導者の確保と施設の有効的活用を図ることが重要であり、そのために学校体育と社会体育との連携を強化し、長期的展望にたって、生涯スポーツと競技スポーツの両面にわたり、社会生活に密着した振興策を計画的に推進すべきであると強調した。

従来は学校体育と社会体育とは組織的にも指導者の面からも異質であるとの見方が強かったが、今後はまず指導者が発想を転換し、両者を機能的に結びつけ、学校体育も生涯学習の一環としてとらえていくようにしなければならない。

学校教育＝学校体育は人生における一時的な学習を方向づけるものであり、現在と将来の橋渡し的なものである。社会体育は生まれてから死ぬまでの生涯にわたって、身体活動への学習機会を補償するためのものであるから、当然学校体育は生涯スポーツの範ちゅうとして考えるべきである。

最近健康で快適な町作りのために、生涯スポーツ推進の重要性が認識

された証として、全国各地に「健康・スポーツ宣言都市」が誕生してきた。地域の地理的条件や住民の要望を生かしながら、町・市技種目を決め、住民のだれもが気軽に参加のできる行事が計画されるなど、大きな成果を上げている。

このような情勢から、今後はスポーツの必要性を強調する時代から、住民のだれもが好きな時に、好きな場所で、好きなスポーツを楽しむための施設をいかに確保できるかがスポーツ振興の鍵になるであろうが、これは難問であり、自治体の頭痛の種になってくるであろう。

日本国民がスポーツ先進国の欧米並みに、スポーツ文化を享受するためには、スポーツ施設の整備が緊急な課題になる。そのためには膨大な財源を必要とするが、経済大国日本といわれている我が国であるが、スポーツ政策予算はまさに後進国であり、利用者の立場からスポーツ環境を採点すると、商業施設も含め貧弱の一語に尽き、評価は「不可」といわざるをえない。

日本プロサッカーリーグの発足に合わせ、我が国においても「トトカルチョ」を導入し、その収益金をスポーツ振興に充当させるとの構想が浮上し論議をよんでいる。この背景には国のスポーツ行政の貧困に対する国民の痛烈な批判が含まれているのである。

生涯スポーツの振興は指導者の情熱に加え、行政と民間団体が共通の目標にむけて一致団結してこそ成果が期待できるのである。

4. スポーツ指導者制度

人生80年時代を迎え、高齢者向けニュースポーツが開発されるなど、生涯スポーツ振興の重要性は広く国民に理解され、生活のなかに文化として定着してきた。

我が国スポーツ振興法19条には、教育委員会は地域住民に対するスポーツの実技指導と助言を行うために、スポーツに深い関心と理解を持

ち、社会的に信望のあつい人を体育指導員に任命することにしている。

また11条には国及び公共団体は指導者の養成と資質の向上を図るための講習会を開催するよう定めるなど、スポーツ振興の第一線で活躍する体育指導者の責任の重大さを記している。

社会体育指導者は市町村教育委員会が任命した体育指導員と、日本体育協会を含む24の競技団体が養成した指導者との2本立体制であるが、主力は民間団体認定の指導者であり、全体の80%を占めている。

現在、社会体育指導者一人当たりに対するスポーツ実施者数は150人であり、今後スポーツ人口の増加にともない指導者不足が生じ、スポーツ振興のマイナス要因にならぬよう、関係機関は指導者養成に真剣に対処しなくてはならない。

社会体育指導者の資格制度は、昭和47年の保健体育審議会答申にもその必要性が指摘され、審議会は「社会体育指導者資格付与制度に関する小委員会」を設置し具体的な検討を進めてきた。

(財) 日本体育協会も早くからスポーツ指導者の重要性を認識し、昭和52年に「日本体育協会公認スポーツ指導者」を誕生させ、スポーツの普及と振興に努めてきた。

しかしその後の社会情勢の変化は著しく、社会体育指導員が国民の多様なスポーツ欲求に対応し、指導者としての役割を十分に果し得る資質を備えているか、また社会的信頼度はどうかなど、指導者の本質に関わる点の指摘がなされるようになった。

これまで民間団体が実施してきた指導者養成制度は各団体に一任されており、講習時間、指導内容、認定基準にいたるまで独自の判断で進めてきたため、指導者としての資質、社会的評価は必ずしも高いとはいえないのが実情であった。

スポーツを振興するためには、指導者の資質向上を図ることが先決である。そのために各団体は認定基準を統一し、資格取得の条件を高め、

審査も厳密にする。一方国は認定した指導者の知識と技能が高度なニーズに対応できる水準に達していることを保証した資格付与制度を創設させることにあった。

昭和62年11月に「社会体育指導者の知識・技能審査事業認定に関する規程」が告示され、指導者の社会的地位も明確化された新しいスポーツ指導者制度がスタートしたのである。

この制度が社会体育指導者を大きく飛躍させるものであることを信じ、制度設立の趣旨を確認しておきたい。

1. 競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立する。
2. 多様なスポーツ活動に対応し得る指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上を図る。
3. 指導者の組織内における位置づけと、役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
4. 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的連携を進め活動の促進を図る。の4項目に集約できる。

スポーツは「人々が楽しみ、よりよく生きるために、自ら行う自由な身体活動である。さわやかな環境の中で行なわれるスポーツは、豊かな生活と文化に役立つものである。

スポーツを行う人達は、美しいスポーツマンシップが生まれることを求める、健康な身体をはぐくむ」とスポーツ憲章にその目的を示している。

公認スポーツ指導者はこの憲章の真意を咀しゃくし、指導者自身の血肉としてほしい。

II ヨーロッパのスポーツ

1. みんなのスポーツ憲章

近代スポーツの発祥をイギリスのスポーツクラブに見ることができるであろう。そもそもクラブとは自由意志を尊重する個人の趣味的集合体であり、スポーツクラブも共同出資、共同負担による平等性の尊重など、ボランタリズムから出発した自治機能を形成しているものである。

イギリスのスポーツクラブは有閑中産階級で組織されたものであったことから、階級的排他性が強く、一般大衆のスポーツ欲求に応える体制にはなく、スポーツクラブは大衆を置きざりにした形で運営されていたのである。

資本主義的生産様式の発達するなかで、技術革新により生産力は向上し、高度工業社会へと移行するなど、産業構造の変化が進み、国民は基本的生活権獲得運動と同様に、余暇時間の確保も権利として意識されてきた。

スポーツが余暇時間の有効的な活用手段として高く評価されるのにともない、スポーツも国民の基本的権利としての基盤が徐々にではあるが醸成されてきた。

1960年代に入りイギリスでは、ボランタリズム依存型から脱却し、公共福祉型に移行すべきであるとの気運が高まり、「Opportunity for All…すべての人々に機会を」、「Sport for All…すべての人々にスポーツを」が提唱され、その実現にむけて国民的運動が展開された。

このような社会的背景のもとに、スポーツの人権宣言が誕生したのである。

1975年3月、ベルギーのブルュッセルにおいて、豊かな人間作りをテーマにスポーツ担当大臣によるヨーロッパ会議が開催され、「ヨーロッパみ

んなの為のスポーツ憲章」が採択され、スポーツ・ファー・オール運動推進の基盤が確立されたのである。

スポーツ憲章全条をスポーツ振興上の観点から補足説明をしたい。

第1条 『すべての個人はスポーツに参加する権利をもつ』

国民の社会的基本権である教育権、労働権などと同様に、スポーツ活動は人権であると宣言したことは、スポーツを生活文化としての地位を盤石なものとしたのである。

第2条 『スポーツの振興は人間性を発展させる一つの重要な要素として奨励されるべきであり、このための援助は公的財源からの支出をもってなされなければならない』

スポーツの振興は国家の責任においてなされるべきものであると明記したのである。平成4年度の我が国のスポーツ関係予算は、322億円程度見込まれている。国は昨年度からスポーツ振興基金制度を発足、その利息配分として年間14億円を補助金として振興費に支出しているが、国民の多様なスポーツ欲求に応えるには、この規模ではあまりにも少額であり、「焼石に水予算」といわれてもいたしかたがない。

第3条 『スポーツは社会を発展させる重要な要素であるから、地域、地方及び国家段階において、教育、健康、社会事業、都市及び地域計画、環境保全、芸術及び余暇対策事業等の分野を異にする政策の立案・計画に対してもかかわりを持たねばならない』

フランスの教育学者ポール・ラングランはユネスコのスポーツ宣言文を引用し、スポーツと生涯教育との関わりで留意すべき事項として次の点を指摘している。

スポーツは、学校教育などの短期間ににおいてのみ行なわれるとの考え方を捨てなければならない。またスポーツを単に筋肉活動だけに限らず、また他の文化から独立させることなく、あらゆる人達との知的、道徳的、芸術的、社会的な市民活動と結びつけ、スポーツと生涯教育全体と調和

しなければならない。

この言葉は生涯スポーツ推進の基本的な考え方を示す金言として肝に銘じておくべきである。

第4条 『どの政府も、公的機関と民間組織との永続的かつ効果的な協力を助長すべきであり、「みんなのスポーツ」の発展と協力を図るため、国家組織の設立を奨励すべきである』

1989年、日本オリンピック委員会は新たな法人格を得て独立した。日進月歩のスポーツ界に挑戦するため国際競技力を高め、世界の桧舞台で活躍できる選手の養成に努めることとした。(財)日本体育協会は国民スポーツ振興に全力を注ぐこととし、指導者の育成、普及事業の充実を柱とした大巾な組織改革を実施し、国民皆スポーツに向けて新たな船出をしたのである。

第5条 『スポーツ及びスポーツマンを政治的、商業的あるいは金銭的利益のための利用から保護し、さらに薬物の不正使用を含む悪と堕落の習慣から保護するため、いくつかの方法が試みられなければならない』

スポーツは平等の条件のもとに、豊かな人生の実現を目指し、スポーツマンシップの發揮を求め行なわれる身体運動であり、ドーピング等の品位を下げる行為に厳しい目を向けなければならない。

第6条 『スポーツへの参加の規模は、とりわけ施設の広さ、多様性及び利用のしやすさによって左右されるのであるから、全般的な施設計画は、公的機関の所管事項として考えられるべきであり、地域、地方及び国家にとって必要性が勘案されるべきであり、さらにまた新設、既設の施設を充分に活用することを狙った諸方策を組み込まなければならぬ』

ドイツ連邦政府（旧西ドイツ）は1959年に「第2の道」を提唱し、翌年には「ゴールデンプラン」15ヶ年計画を発表した。

現代社会において国民は心身の健康が脅かされている。今こそ健康回

復の為スポーツの振興を図ることが緊急の課題であるとし、総額5千億円の巨費を投じ、スポーツ施設の建設、拡充整備に着手したのである。

第7条 『レクリエーションの目的で田園地帯及び水辺地域に立ち入ることを保障するため、必要な場合には立法措置を含む諸方策をとらねばならない』

第18回冬季オリンピックの開催は長野市に決定、関係者は総力を結集し成功に向けて取り組みを開始した。しかしその反面開催地を決定するについては、立候補の段階からスポーツ施設の建設と自然環境破壊が問題となり、自然保護団体との調整に難渋し、国民の理解を得るのに長い時間を要したのが現実である。

JOCは環境保護の立場から競技の一部についてコースの新設を断念、札幌オリンピック時の既設コースの使用について検討をはじめた。

第8条 『いかなるスポーツ振興計画においても、行政的、専門的な管理業務、指導及びコーチ等あらゆる部門における有資格職員の必要性が認められなければならない』

体育指導員は非常勤公務員として全国で3万7千名が任命され、地域住民の多様な実技指導の要請にこたえ、懸命な努力がはらわれている。しかし現実には指導員の多くは、自分の仕事が多忙である、指導に対する適切な報酬が保障されていない等の問題があり、指導者制度が充分生かされているとはいがたい面もある。

スポーツの振興は指導者の存在無しではありえない。行政、民間団体が一丸となって質の高い指導者の養成と確保に努めることが強く望まれている。

2. イギリス・スポーツカウンシル

ヨーロッパスポーツ発展の基盤は、みんなのスポーツ憲章に謳れた、スポーツの人権宣言によって盤石のものとなったのであるが、イギリ

ス・スポーツカウンシルの功績を見過ごすことはできない。

王室憲章によって1972年に立法化され、施設、スポーツ発展、情報・研究、財政の4委員会で構成されている独立機関である。

イギリスのスポーツ・レクリエーション全般にわたり責任を持つ組織であり、①、社会におけるスポーツ・身体的レクリエーションの重要性に対する一般的理解を深める。②、地域社会住民の諸要求に応え、新しいスポーツ施設の建設と既存施設の有効的利用を推進する。③、スポーツ・身体的レクリエーションに広範な人達の参加を奨励する。④、スポーツ・身体的レクリエーションの質的水準を高める。などを主な任務としている。

また1960年代に提唱され、スポーツ振興のスローガンであるスポーツ・ファー・オールは、現在もスポーツカウンシルが推進母体となり、世界各国に働きかけを続けている。

前述したが近年イギリスは、身体障害者に対するスポーツの奨励、新しいコミュニティースポーツの確立にむけての取り組みを強めるなど、みんなのスポーツは着実にその実をあげている。

しかし国民の多様なスポーツ欲求に対応するためには、いま一度スポーツの原点にたった振興策を検討すべきとの声が高まってきた。

1983年、スポーツカウンシルは国民生活の充実に直結したスポーツの普及を図るために、3課題を設定した。この課題解決の具体策として長期10ヶ年計画を提案したが、本年はその完成年度でもあり、世界はその成果に強い関心を寄せている。

以下、スポーツカウンシルが掲げた振興策は、我が国スポーツ行政のうえからも大いに検討に値するものである。

課題Ⅰ 大衆が積極的にスポーツに参加するよう諸施策を強力に進め、1992年までにその目標を達成する。

1、女性の参加者を室内スポーツで70%、室外スポーツで15%増加さ

せる。

- 2、男性の参加者を室内・外スポーツで15%増加させる。
- 3、スポーツから脱落しやすい年齢層（13才～24才、45才～59才）の阻止に努め実質的な増加につなげる。
- 4、スポーツ種目を増加させる。
- 5、地方自治体、競技団体は特別なプロジェクトを開発し、目標達成にむけて最大限の努力をはらう。

課題II 多くの人達がスポーツを楽しむためには施設の整備が不可欠である。今後室内スポーツの参加者を2倍にするためにも、スポーツ施設が各地に多数設置されなければならない。

- 1、室内スポーツ施設を持たない町や地域のスポーツ振興を重点的にかつ継続的に発展させる必要がある。
- 2、室内スポーツで最も人気の高い種目は水泳であり、新しいプールの建設も早急に進めなければならないが、古いプールを改造し使用を可能にするなどの工夫も必要である。
- 3、新しい施設の建設にあたっては特に排水施設、床面整備、観覧席の改善など全般にわたり現有施設よりも優るものでなくてはならないが、そのために積極的な投資が必要である。
- 4、海岸地方においては、自然環境を活用したスポーツやレクリエーションを推進すべきであり、そのため地域住民が水や海に近づく機会を高める必要がある。

課題III 若い年齢層にスポーツをより魅力的なものにするために、競技団体は世界的レベルに競技力を高めるとともに、国際スポーツ大会への参加を積極的に進める。

- 1、上級クラス指導者の増員と資質の向上を図るため、指導者養成制度を改善する。
- 2、競技団体、スポーツボランティア団体はスポーツ競技会の運営・

管理の効率化に努め、国民に親しまれる大会になるように工夫する。

スポーツカウンシルはスポーツ振興10ヶ年計画がスタートして5年を経過した1987年に、設定した課題にのっとり振興策が展開されているか、国民のスポーツ欲求に適切に対応しているかをチェックすることにした。今後進べき道を確かなものにするため、「イギリスの国民スポーツはどの方向に進むべきか」と題して、現状分析の60項目を発表した。

I 社会生活・経済・環境の変化に関わる問題点。

1、10才～20才代のスポーツ参加者が減少しているのはスポーツに対する興味が薄れてきているのか、それとも若年人口の減少に比例しているだけなのか。

2、30才以上の人達の過去5年間のスポーツ参加率は上昇しているか。

3、振興住宅地域でスポーツ施設を整備するのは、公共機関かそれとも住宅機関か。

4、都市の人口が減少しているが、残された人達は以前よりスポーツ参加の機会が増しているか。

5、都市のレクリエーション施設が減少傾向にあるが、都市人口の減少によって利用者が減少したためなのか。それとも経済成長に伴う土地不足が生じた結果なのか。

6、国民生活とスポーツ・レクリエーションの関係において最も重要な問題は何であるか。

7、地域で所得や教育格差によって、スポーツの参加にどの程度影響を与えていているか。

8、農業改革によってスポーツ参加の機会が減少したか。

9、地方自治体は自然保護とスポーツ振興を調和させるためどんな方法がとられているか。

- 10、自然をスポーツに活用するためにどんな工夫がなされているか。特に騒音を伴うスポーツにはどう対応するか。
- 11、健康・体力作りを主眼としたジョギングや健康スポーツの欲求は増加の傾向にあるか。また将来どんな変化が予想されるか。
- 12、資格を有するスポーツ指導者は民間施設の指導者やボランティアとして活躍しているか。公認指導者としての資格取得希望者は増加しつつあるか。
- 13、労働党は競争スポーツは勝利主義に直結し、エリートのみを養成するものであると政治問題に取り上げているが、学校体育の目的は何か。集団競技や競争の果たす役割は何か。
- 14、スポーツの施設、用具、運動場等に関わるそれぞれの専門家はスポーツ振興の面でどのように連携を保っているか。
- 15、若い人達のスポーツへの参加が減少しているが、その対策としてどんな新しい機構が必要なのか。
- 16、大学生のスポーツ参加率は6%、高校生は10%減少しているが、無職者の90%がスポーツに関心を示していない。学校を卒業した若者にスポーツに興味を持続させるにはどんな組織が必要か。
- 17、経済的・社会的变化に対応するため、次の5年間に向けてどう取り組みを進めるべきか。

II スポーツの普及・参加者の獲得に関する問題点

- 18、万人のスポーツ「スポーツ・ファー・オール」は全地域に進展しているか。発展を妨げているものは何か。
- 19、身障者、失業者、少数民族、婦人に対するスポーツプログラムは充実しているか。
- 20、国の森林、水資源の有効的活用を妨げているものは何か。個人の所有地の活用促進を図るためににはどんな条件整備が必要か。

- 21、公営スポーツ機関は新しい参加者を獲得することに力をそそべきか。今迄の参加者を大切にすべきか。または競技力の向上を目指すべきか。
- 22、休日に学校施設を利用する時の妨げとなるのは何か。
- 23、若者はスポーツ・ファー・オールの精神をどう理解し、どう伝達しているのか。
- 24、成人学校におけるスポーツの活用は教育全般とどう関連づけられるべきか。
- 25、成人のスポーツ活動の参加料は比較的高額である。施設管理・運営に関わる人件費は公共団体が負担し、参加者の費用軽減を図るべきでないか。
- 26、10ヶ年計画を推進するためスポーツカウンシルは直接地域活動に関わったか。またそれはどの程度成功したか。
- 27、地域において行政と民間スポーツ施設はどのように協力体制を整えているか。
- 28、スポーツ振興の観点から今後テレビ市場とどのような関わりを持つべきか。
- 29、職場の伝統的レジャー活動はまだ通用しているか。社会生活の変化によって時代遅れになり別な方向に進む傾向にあるか。
- 30、企業からの援助が打ち切られ、経営が不安定なスポーツクラブに公的な援助をすべきか。
- 31、科学工業やハイテク産業にスポーツクラブは必要か。このような企業労働者は一般労働者とスポーツに対する認識が異っているか。
- 32、中小企業労働者のスポーツへの参加を促進する強力な方策があるか。
- 33、スポーツクラブや競技団体はスポーツの普及・促進から開放され、競技力の向上に徹していくか。

34、スポーツクラブが大衆の参加を促進するために、組織の合併や再編成によって強力な人材を確保すべきでないか。

35、スポーツクラブが大衆の参加をより一層促進していくために、スポーツカウンシルは管理者、指導者の資質向上を図るための特別な援助を計画すべきか。

36、地域スポーツの組織化は今後どのように進めるべきか。

37、スポーツカウンシルは補助金の支給だけで良いのか。また他に重要な役割として地域住民から何が期待されているのか。

38、各レベルのトレーニングにおいてスポーツカウンシルの役割は何んであるか。

39、地域の行政機関の管理者に対するトレーニングには何が必要か。

40、スポーツ機関は今迄に少数民族や貧困者に対し資金を含め十分な援助をしてきたか。

41、現在スポーツ人口2100万人、スポーツクラブ会員650万人であるが、今後何か新しい団体が必要か。

42、スポーツカウンシルは今迄の活動から、その存在意義を確認することができるか。

III エリート選手の養成に関する問題点

43、エリート選手養成の費用は政府か。スポーツカウンシルか。商業団体か。競技者自身の責任で負担すべきか。

44、スポーツカウンシルは競技力の向上を第一とする団体に援助すべきか。

45、スポーツカウンシルがエリート選手に支給する補助金は広く薄くなり過ぎていないか。テレビを含めスポンサー協賛の無い選手に重点的に補助すべきでないか。

46、競技力向上に関する資金援助はどこの責任においてなされるべきか。

47、国営スポーツセンターを中心として、エリート選手のために施設の拡大はどう図るべきか。

48、エリート選手のための特殊設備費の調達はどこの責任か。

49、コーチに対する補助金制度は充分か。

50、スポーツ選手に対する傷害保険組織を拡大すべきではないか。

51、エリート選手養成の経費はさまざまな団体から資金補助を受けているが、それに見合った効果をあげているか。このような不十分な投資で外国選手との競争に打ち勝つことができる選手の養成が可能か。

IV 公共機関の役割に関わる問題点

52、政府が打ち出したスポーツ振興の意義は、①、国民の健康と体力の増進、②、競技力の向上による国民意識の高揚、③、暴力・犯罪の防止、④、社会的貧困とストレスの緩和。であったが、これらは正しい見解であったか。

53、これらの政策を遂行するために法律化を図るべきか。

54、政府のスポーツ政策を促進するために、他の機関との連携はどうすべきであるか。

55、政府のスポーツ政策やスポーツカウンシルの役割をもっと明確にすべきでないか。

56、スポーツカウンシルが掲げている重点政策に何か意見はないか。

57、スポーツやレジャーについての自治体の基本的役割は何か。

58、地域においてスポーツの振興を確実なものにするためにどのような改革が必要か。

59、地域のスポーツ活動を活発にするため、政府からの補助金は4億5千万ポンドで十分か。

60、児童の遊びを助長するための組織はどのようなものが必要か。

〈注〉

1. Draft Decommendation on the European Sport for All Charter.
2. ルーの法則
 - 1、体の機能は適当に使用すれば現状を維持し、さらに増強させることができる。
 - 2、体の機能は使用しなければ衰え、過度に使用すれば傷害をきたす。
3. 日本グランドゴルフ協会会长
鳥取女子短期大学長 南部 忠平
4. ノルウェー語、語源的には「湾外に出た船がバランスを整える」との意から、現代人の心身のバランスを回復する。
5. 文部大臣諮問機関
体育・スポーツおよび学校保険・給食に関する事項を調査審議する。

〈参考文献〉

1. (財)日本体育協会編
C級スポーツ指導員教本
2. 川口 智久他
現代スポーツ論序説 大修館書店
3. 梅村 清弘他
監督の条件 大修館書店
4. 条野 豊他
現代社会の体育論 不昧堂出版
5. (財)日本体育協会編
昭和62年度、公認スポーツ指導者海外研修 報告書
6. 横浜市教育委員会編
市民健康・体力づくり指導者教本